

一般競争入札(条件付き)を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び桐生市契約に関する規則第 5 条の規定により公告する。

本入札については、電子入札対象案件として実施する。

なお、本入札は、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定め、入札参加資格の審査を入札後に行う競争入札(以下「条件付き一般競争入札(事後審査方式)」という。)とする。

令和 7 年 7 月 3 日
桐生市長 荒 木 恵 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事
- (2) 工事場所 桐生市相生町一丁目地内 桐生大橋(第二工区)
- (3) 工期 令和 7 年 7 月 29 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (4) 工事概要 (国補・起債・市単)施工延長 L=35.0m、橋梁塗装工 A=2221.9m²、断面補修工 一式、ひび割れ補修工 一式、足場工 A=700.0m²
- (5) 予定価格(消費税を含まない価格) 金 1 1 3, 9 9 0, 0 0 0 円
- (6) 最低制限価格(消費税を含まない価格) 事後公表
- (7) 建設リサイクル法 対象工事とする。
- (8) 一抜け方式採用

本工事は、分割発注に係る入札で同時発注を行うことから、あらかじめ分割発注する工事の落札決定順位を定め、落札決定順位上位の工事から落札者を決定する一抜け方式を採用する。分割した工区のうち、その一つの工区の工事を落札した者は、次の工区からの工事については、入札参加がなかったものとする。ただし、落札決定順位下位の工事において、参加者が 1 者となるおそれのある場合には、当該入札の競争性に鑑み、一抜け方式による入札は行わないものとする。

落札決定順位

- (1 位) 桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事
桐生市相生町一丁目地内 桐生大橋(第二工区)
- (2 位) 桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事
桐生市清瀬町地内 桐生大橋(第一工区)

2 入札参加資格要件

次の各号に定める基準にすべて該当する者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 桐生市請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 令和 6・7 年度桐生市競争入札参加資格審査申請において、土木一式業種の登録がある者
- (4) 桐生市内に本社を有する者
- (5) 桐生市認定の令和 7 年度業者ランクが土木 A 等級に該当する者
- (6) 入札執行の日までに対象案件の入札参加資格を満たさなくなった者は、入札に参加できない。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 主任技術者及び現場代理人は、入札日前 3 箇月以上継続して雇用している者に限る。
- (9) 請負代金の額が建設業法施行令第 27 条における専任の技術者を必要とする場合は、営業所における専任の技術者は工事現場における技術者を原則兼務できない。また、請負代金の額が専任の技術者を必要としない場合で、営業所における専任の技術者が工事現場における技術者を兼務するような場合には、契約予定期間中、他の公共工事での工事現場における技術者を兼務していないこと。

3 入札参加申込み

- (1) 入札参加を希望する者は、ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」により入力し申請するものとする。また、次に掲げる書類を添付し申請すること。
 - ① 桐生市条件付き一般競争入札参加申請書(事後審査方式)(様式第 1 号)
 - ② 入札参加資格確認資料(様式第 2 号)

- ③ 電子入札参加申請に伴う技術者等の状況申告書（様式第 4 号）
- ④ 桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う雇用証明書（候補技術者用）（様式第 5 号）
- ⑤ 桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う雇用証明書（技術者等が確定している場合）（様式第 6 号）

(2) 入札参加申込み方法

令和 7 年 7 月 3 日（木）から令和 7 年 7 月 11 日（金）までの間に、ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」により、競争入札参加資格確認申請書を入力し申請する。

4 設計図書等の配布

- (1) 公告（参加申請受付）期間内に、ぐんま電子入札共同システム「入札情報公開システム」から、設計図書、図面等をダウンロードすること。

5 質疑応答

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合には、電子メールのみ受け付けるものとし、電子入札システムの質問回答機能は使用しないものとする。
- (2) 上記の質問については、速やかに参加全者に電子メールで回答する。
- (3) 案件に関する質問締切 令和 7 年 7 月 16 日（水）正午

6 入札手続等

(1) 参加申請書受付

- ① 受付開始日時 令和 7 年 7 月 3 日（木）午前 9 時
- ② 受付締切日時 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時

(2) 確認通知書発行

- ① 発行開始日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 1 時
- ② 発行締切日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 3 時

競争入札参加資格確認通知書は、事後審査方式のため、暫定的に参加資格「有」にて発行します。

(3) 入札書受付

- ① 受付開始予定日時 令和 7 年 7 月 22 日（火）午前 9 時
- ② 受付締切予定日時 令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 3 時

入札時に積算内訳書を電子入札システムに添付し提出してください。提出しない場合は失格となります。
また、添付する資料は、一つのファイルにまとめて提出してください。

(4) 開札執行の日時並びに場所等及び落札候補者の決定

- ① 日時 令和 7 年 7 月 23 日（水）午前 9 時
- ② 場所 桐生市役所 総務部契約検査課内
- ③ 開札 ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」による開札

開札において落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(5) 入札参加資格審査及び落札者の決定

- ① 日時 令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 3 時頃

開札終了後、速やかに落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有することを確認した場合、落札者を決定し入札参加者に通知する。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除
契約保証金 徴収（契約金額の 10 分の 1 以上の金額を契約書提出の際に納入すること。）

8 支払条件

- (1) 前払金 有（契約金額の 10 分の 4 以内。）

- (2) 中間前払又は部分払 有（中間前払を選択の場合は契約金額の10分の2以内。）

9 入札方法等

- (1) 入札に際しては、桐生市競争入札心得及び桐生市電子入札共同システム運用基準を遵守すること。
(2) ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」への入力不可能的な者は、発注者と協議するものとする。

10 契約日等

- (1) 契約日及び契約書提出日 令和 7年 7月28日（月）
(2) 着工日 令和 7年 7月29日（火）

11 入札の無効

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
(2) 同一事項に対し2以上の入札をした者
(3) 入札に際し不正の行為のあった者
(4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
(5) ICカード等の不正利用をした者
(6) その他入札に関する条件に違反した者

12 その他

本件は、入札監視委員会の審議対象になります。

その他不明な点については、下記に照会のこと。

桐生市役所総務部契約検査課契約担当

TEL 0277-45-0088（契約検査課直通）

FAX 0277-46-2705

E-mail keiyaku@city.kiryu.lg.jp

桐生市条件付き一般競争入札参加申請書(事後審査方式)

令和 年 月 日

桐生市長 荒 木 恵 司 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

令和 7年 7月 3日付けで入札公告のありました、桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事 桐生市相生町一丁目地内 桐生大橋（第二工区）に係る入札に参加を希望し、下記の書類を添えて申請します。
なお、入札参加資格確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札参加資格確認資料 別紙のとおり
2. 1を補足するための資料 別紙のとおり

入札参加資格確認資料

会社名		
要 件	内 容	備 考
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4	該当する 該当しない	入札参加が認められていない者又は本市への入札参加の制限を受けている者以外の者は、「該当しない」を○で囲む。
(2) 桐生市の指名停止措置	該当する 該当しない	指名停止措置要綱の指名停止期間中以外の者は「該当しない」を○で囲む。
(3) 会社更生法・民事再生法に基づく 手続開始の申立て	該当する 該当しない	会社更生法等に基づき更正手続の開始申立てをしている者以外は、「該当しない」を○で囲む。
(4) 設計業務受託者との関連	該当する 該当しない	当該工事の設計業務等の受託者と資本・人事面で関連がある業者でない場合は、「該当しない」を○で囲む。
(5) 他の入札参加者との関係	該当する 該当しない	当該工事の入札に参加しようとする者の間に資本・人的関係がない場合は、「該当しない」を○で囲む。
(6) 桐生市への建設工事入札参加申請の有無 格付け・総合評定値	有り・無し ()工事・格付け()	格付けのある業者は下段への記入は不要
	()工事・総合評定値()	
(7) 営業所等の所在	有り・無し	市内に本社を有する者は、「有り」を○で囲む。

注 1 上記(6)、(7)については、現に有効な入札参加資格申請、建設業許可及び総合評定値通知書(又は経営事項審査結果通知書)に基づいて記載すること。

※公告書において特に提出を求めているもの

(1) 特定建設業許可の有無	有り・無し ()工事	
(2) 同種工事の施工実績の有無	有り・無し ()件、()千円以上	(A等級は様式第3号添付不要) 様式第3号に記載して添付
(3) 監理(主任)技術者の配置	資 格：有り・無し 工事経験：有り・無し	様式第4号及び第5号、第6号に記載

新規提出	
再提出	

電子入札参加申請に伴う技術者等の状況申告書

令和 7 年 7 月 23 日開札予定の電子入札において、配置を予定している(1 人に絞れない候補者の場合を含む。)主任技術者又は監理技術者及び現場代理人についての他の工事への配置状況は、下記のとおりです。本申告は、事実と相違ないことを誓約し、虚偽申告により契約解除並びに指名停止等の処分を受けても一切、異議は申し立てないことを併せて誓約します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

入札件数と案件番号	申請件数 件 案件番号(.)	
上記入札の工事期間中、他の公共工事で、既に主任技術者又は監理技術者となっている者(無しの場合、「該当なし」と記入。)	該当技術者の氏名	該当工事名、発注機関名、請負金額及び工事期間
上記入札の工事期間中、他の公共工事で既に現場代理人となっている者(無しの場合は、「該当なし」と記入。)	該当技術者の氏名	該当工事名、発注機関名、請負金額及び工事期間

<注意事項>

- 主任技術者は、請負金額 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上の工事では、専任義務が生じます。
- 現場代理人は、他の工事との重複は、契約違反となります。(常駐義務緩和となる一定の要件を満たすと発注者が認めた場合を除く)
- 電子入札の開札日までに手持ち工事等により、上記内容に変更が生じた場合には、開札日前日、午後 3 時までに再提出してください。

桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う
雇用証明書(候補技術者用)

(主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は、入札日前 3 箇月以上継続して雇用している者に限る。)
本雇用証明書は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 公 告 名	
開 札 期 日	令和 7 年 7 月 2 3 日
工 事 名	桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事
工 事 場 所	桐生市相生町一丁目地内 桐生大橋 (第二工区)

	営業所の専任技術者	工事現場の主任技術者 又は監理技術者	現 場 代 理 人
氏 名			
生 年 月 日			
雇 用 開 始 年 月 日			
資 格 (取 得 年 月 日)	()	()	
備 考			

※市内に本社を有する業者の方で、従業員名簿に登録されている技術者は添付書類を免除します。
※添付書類(下記のいずれかを添付。)
営業所の専任技術者が従業員の場合も、添付書類は必ず提出してください。
① 健康保険被保険者証の写し(政府管掌健康保険)
② 源泉徴収票若しくは源泉徴収簿の写し
③ 労働基準法第 108 条に基づく「賃金台帳」の写し(ただし、指定された期限までに源泉徴収票の写しを必ず提出すること。)

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う
雇用証明書(技術者等が確定している場合)

(主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は、入札日前 3 箇月以上継続して雇用している者に限る。)
本雇用証明書は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 公 告 名	
開 札 期 日	令和 7 年 7 月 23 日
工 事 名	桐生大橋長寿命化事業 橋梁補修工事
工 事 場 所	桐生市相生町一丁目地内 桐生大橋 (第二工区)

	営業所の専任技術者	工事現場の主任技術者 又は監理技術者	現 場 代 理 人
氏 名			
生 年 月 日			
雇 用 開 始 年 月 日			
資 格 (取 得 年 月 日)	()	()	
備 考			

※市内に本社を有する業者の方で、従業員名簿に登録されている技術者等は添付書類を免除します。
※添付書類(下記のいずれかを添付。)
営業所の専任技術者が従業員の場合も、添付書類は必ず提出してください。
① 健康保険被保険者証の写し(政府管掌健康保険)
② 源泉徴収票若しくは源泉徴収簿の写し
③ 労働基準法第 108 条に基づく「賃金台帳」の写し(ただし、指定された期限までに源泉徴収票の写しを必ず提出すること。)

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印